

群馬県からののお知らせ

【群馬県青少年健全育成条例の一部改正】

公布：令和4年3月25日

施行：令和4年4月1日

令和4年4月1日施行の民法の一部改正に伴い、男女共に成年年齢が18歳に引き下げられ、女性の婚姻適齢が16歳から18歳に引き上げられるため、群馬県では、群馬県青少年健全育成条例で規定する青少年の定義を以下のように改正しました。

1 改正概要

条例第12条第1号の青少年の定義について、婚姻による成年擬制に関する規定である（婚姻した女子を除く）部分を削除しました。

（青少年の定義）

第12条第1号 青少年 18歳未満の者をいう。

※ これまでは、「青少年 18歳未満の者（婚姻した女子を除く）をいう。」としていました。

2 経過措置

民法の経過措置により、施行日に16歳以上18歳未満の女子は婚姻することで成年に達したものとみなす規定が効力を有しているため、条例の経過措置についても、同様の経過措置を加えました。

（経過措置）

- (1) この条例の施行の前日に婚姻をした18歳未満の女子については、改正後の第12条第1号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- (2) 民法の一部を改正する法律（平成30年法律第59号）附則第3条第2項の規定により婚姻をした女子については、改正前の第12条第1号の規定は、なおその効力を有する。
- (3) この条例の施行前にした行為並びに附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

※ **令和4年4月1日現在で16歳以上18歳未満の女子については、これまでと同じように婚姻した場合は青少年の定義からは除外されることとなります。**

詳しくは下記連絡先にお問合せください。



「群馬県青少年健全育成条例」に関する詳しいお問い合わせは
群馬県生活こども部 児童福祉・青少年課

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1丁目1番1号 電話 027-223-1111(内線2966)・027-897-2966(直通)

※ 詳しい内容は、群馬県ホームページでもご覧いただけます。検索方法は、群馬県ホームページ上部の「検索」に「健全育成条例」と入力して検索を実行して下さい。

詳しい情報は、HPで検索して下さい。

健全育成条例

検索

CLICK!